

第2回 上水道未給水世帯生活支援給付金事業

井戸水および山水を生活用水として使用している世帯へ生活支援給付金を支給します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により生活に影響を受けている市内の上水道未給水世帯に対し、1世帯あたり5,500円の生活支援給付金を支給します。

※給付金を受取るには申請が必要です。

※第1回（令和5年中）の給付金を受取った世帯主には、個別に「確認書」を送付します。

対象者 次の1、2を全て満たす方

1. 令和6年1月1日（基準日）時点において益田市の住民基本台帳に登録があり、申請時にも引き続き登録がある世帯の世帯主
※同一住所地（家屋が異なる場合を除く）に複数の世帯がある場合は、いずれかの世帯の世帯主
2. 市上水道を使用していない世帯

※基準日以降に世帯主が変更となった場合は環境衛生課へご相談ください。

給付額 1世帯あたり **5,500円** ※1世帯1回限り

申請方法 次の①②で手続き方法が異なります。

①第1回（令和5年中）の給付金を受取った世帯主

個別に「確認書」を送付しますので、内容を確認のうえ、案内に従って手続きをしてください。

②上記①以外

申請書に必要な書類を添えて、各申請場所に提出してください。

<申請に必要な書類>

- ・益田市上水道未給水世帯生活支援給付金申請書兼請求書
- ・本人確認書類……………マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等いずれかの写し
- ・振込口座の確認書類…金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる通帳やキャッシュカード等の写し

※申請書は各申請場所に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請期間 2月1日(木)～7月31日(水) ※郵送の場合は7月31日(水) 必着

申請場所 環境衛生課、美都地域総務課、匹見地域総務課、各公民館

郵送の場合は「〒698-8650 常盤町1-1 益田市役所 環境衛生課」宛

【問い合わせ先】市環境衛生課 ☎ 31-0232 ☎ 31-1139

益田市立宿泊交流センターの愛称が決定しました！

令和5年4月1日にオープンした市立宿泊交流センターは、青少年の部活動や合宿をはじめ、さまざまなグループの宿泊交流活動を中心に、多くの方にご利用いただいています。これからも皆さんに愛される施設でありたいと願い、愛称を決定しました。

愛称 **ぬくもりの里**



青少年等の幅広い活動の場としてご利用ください！

市内外の小・中・高等学校やスポーツ団体等の青少年、または企業・各種団体の研修、地域で行う交流活動等幅広い活動の場として利用できます。



詳しくはこちら

【問い合わせ先】市立宿泊交流センター「ぬくもりの里」（美都町宇津川口386番地3 旧二川小学校）

指定管理者 一般社団法人ぬくもりの里二川 ☎ 070-4172-5366